令和3年度

隠岐の島町一般廃棄物処理実施計画 (案)

目次

第1章	『 こみ処理実施計画	1
第 1 1	節 基本事項計画の目的	
2	計画処理区域	1
3	計画期間	1
4		1
5	処理主体	1
6	計画排出量	2
第2	2節 ごみ処理施策	
1	発生抑制・再使用の推進	2
2	環境教育の推進	4
3	各種リサイクル法の推進	4
第3	8 節 分別収集計画	4
1	ごみの分別区分及び手数料等	5
2	収集•運搬計画	6
第4	- 節 ごみの適正処理計画	6
1	中間処理計画	6
2	最終処分計画	7
3	ごみの処理フロー	8
第5	。 6 節 その他ごみ処理に関し必要な事項	9
1	不法投棄等の防止対策	9
2	在宅医療廃棄物の処理体制について	9
3	海岸漂着ごみ対策	9
4	- 廃棄物の屋外焼却(野焼き)対策	9

5	ふれあい収集の実施検討	9
第2章	生活排水処理実施計画	10
第 1 <u>〔</u> 1	節 基本事項 計画の目的	10
·	計画期間	
3	刘象廃棄物	
4	処理主体	10
5	し尿及び浄化槽汚泥の処理人口推計	10
第2£ 1	節 し尿・浄化槽汚泥処理計画 排出抑制・再資源化計画	
-	収集•運搬計画	
3	収集・運搬業の許可	
	中間処理計画	
5	最終処分計画	
6	し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー	14
7	町民に対する広報活動等	15
8	し尿処理料金有料化の可否	15
	【資料1】適正処理困難物及び特別管理一般廃棄物等の取扱い	16
	【資料2】ごみ収集日程表	17

第1章 ごみ処理実施計画

第1節 基本事項

1 計画の目的

本計画は、「第二次 隠岐の島町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の方針に沿って、令和3年度のごみ処理を実施するにあたり、ごみの発生と排出の抑制、リサイクルの促進、適正処理の確保を基本として施策の展開を図るため必要な計画を定めるものである。

2 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 対象廃棄物

本計画において本町が処分又は収集・運搬する廃棄物は、以下のとおりとする。

(1) 町内で発生する一般廃棄物

一般家庭の日常から発生する廃棄物を「家庭系ごみ」、事業活動に伴って発生する廃棄物を 「事業系ごみ」に区分し、し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物。

ただし、町による処分が困難な適正処理困難物や特別管理一般廃棄物等(資料1(p.15参照))を除く。

(2)町内で発生する産業廃棄物(併せ産廃)

事業活動により排出されるもので一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の内、町長が許可する産業廃棄物(工作物除去に伴って生じた木くずや不燃性破片、その他これに類するもの)であって、自ら処分場へ搬入するものに限る。

5 処理主体

(1) ごみの排出抑制・分別排出

排出者が主体となって取り組むものとし、本町はこれを補助・支援していくものとする。

(2) 収集•運搬

各ごみ種類とも本町が主体となってこれに取り組むものとするが、粗大ごみ、一時多量ごみに限り、町民がステーション等に排出できない場合は、排出者が町の許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うものとする。

また、事業者の排出するごみの運搬(搬入)については、排出者の責任により事業者自らが行うことを原則とするが、自らが運搬(搬入)できない場合は、排出者が町の許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うものとする。

(3)中間処理(減量、減容、再資源化)及び最終処分

本町が主体となって事務を進めるものとする。ただし、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物など町による処理、処分が困難なものは製造者責任または排出者の責任において処理、処分を行うものとする。

6 計画排出量

項目		R1 年度排出量	R3 年度計画排出量
	人	14,093人	13,399人
	可燃ごみ	1,831 t	1,786 t
収	不燃ごみ	59 t	59 t
集	資源ごみ(古紙含む)	231 t	236 t
	粗大ごみ	7 t	6 t
	可燃ごみ	4,156 t	3,821 t
直接搬入	不燃ごみ	1,125 t	804 t
搬入	資源ごみ(古紙含む)	18 t	15 t
	その他ごみ	82 t	82 t
	合 計	7,509 t	6,809 t

[※]人口については、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画との整合を保つため、実績値及び推計値ともに 10月1日時点の数値を採用している

第2節 ごみ処理施策

1 発生抑制・再使用の推進

廃棄物減量に係る組織・体制	廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみ減量化施策の
の整備	検討及び推進を行う。
食品ロスの削減	本町の燃えるごみの中には、ちゅう芥類(家庭から出る生ご
	み)も含まれている。この中には本来食べられるはずの食品も多
	く含まれていると考えられる。そこで、食品ロスの削減のため
	に、国・県からの情報の発信、町独自の啓発活動を広く行う。
拠点回収の検討	近年本町のリサイクル率は年々減少傾向にあり、直近の調査で
	は県内でも最低レベルとなっている。今後ごみの減量化を促進す
	る上ではリサイクル率の向上が必須であるため、町民が普段利用

	することの多い公共施設や大型店舗等への拠点回収ボックスの設置を検討し、リサイクル率の向上を図る。
収集品目の収集頻度変更の検 討	本町ではリサイクル率の減少が課題となっており、その要因と して古紙の資源化が浸透していないことが考えられる。
	そこで、現在月に 1 度の古紙回収を他の資源ごみと同様に月に 2 回に増やすことを検討する。
	また、粗大ごみ収集については収集実績が少なく費用対効果等を考慮し予約制へ変更することを検討する。
町広報での啓発・周知	環境課から広報誌を今年度5回発行し、ごみの減量化や資源化等について啓発・周知を行う。
事業所に向けた啓発・周知	隠岐の島町商工会等と連携し、事業所向けにごみ減量化に関する啓発を行う。
町内イベントへの参加	エコフェスタ等の町内イベントでごみ減量化や再資源化に関す る展示、体験型イベント等を行う。
マイバッグ運動	エコフェスタ・各地区文化祭でマイバッグ運動についての周 知、町作成のマイバッグの配布を行う。

2 環境教育の推進

15-20 C W 15-15		
施設見学の実施	町内小学校からの施設見学の依頼を受け、町内の小学生にごみ	
	処理の実態について理解を深めてもらう。	
職場体験の実施	町内中学校からの職場体験の依頼を受け、町内の中学生にごみ	
	加田の中能について田紹を深めてたころ	
	処理の実態について理解を深めてもらう。	
高校生の環境学習	関係機関と連携し、環境教育に関連する学習機会を提供してい	
	⟨	

3 各種リサイクル法の推進

家電リサイクル法	家電リサイクル法に基づく廃家電 4 品目について、資源の有効利
	用を推進するため、適正な排出方法について周知するとともに、
	小売業者に引取義務のないものについては、再商品化料金の支払
	い行為がなされたものを自己搬入により受付し、指定引取場所ま

	で運搬することで、適正排出が円滑に行われるよう推進してい く。
パソコンリサイクル法	家庭での使用済パソコンを有益な資源として再利用するため、パ ソコンリサイクル法に基づき、メーカーと排出者が協力し家庭の パソコンを再資源化できるよう、制度の普及・啓発を行う。
自動車リサイクル法	自動車リサイクル法に基づき、適正な排出方法について周知するとともに、使用済自動車等を島外の関連事業者に引き渡すための海上輸送費を補助することにより、適正かつ円滑な処理ができるよう推進していく。

4 ごみ処理料金の改定

ごみ処理手数料の適正化につ	ごみの減量化を推進するためには、排出者個々の意識を変えるこ
いての検討	とが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コスト負担を
	求めることは有効な施策であると考える。このことから料金改定
	や有料ごみ専用袋制度等を検討する。また有料ごみ専用袋制度導
	入に向けては、廃棄物収集ステーションのない地区のカラス対策
	についても検討する。
資源ごみ袋の統一化・有料化	現在、3種類の袋により回収している資源ごみ(缶・びん・ペ
の検討	ットボトル)の回収率を上げることを目的として、1 つの袋へ統
	一することを検討する。
	また、現在無料配布している資源ごみ袋については、目的外使用
	も課題となっているため、受益者負担の公平性のために有料化を
	検討する。

第3節 分別収集計画

1 ごみの分別区分及び手数料等

ごみの分別区分及び排出方法等は次の通りとし、各地区の収集日程は資料2(p.16参照)の通りとする。

(1) 収集区分等

	分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料
可燃ごみ		台所ごみ、紙・布類、木く す・庭草類、プラスチック容 器、ポリ袋類、発泡スチロー ル類・カップ類・ゴム類	直営	2回/週	1容器10kg以内100円
不	燃ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、 電気(小型)・台所製品類	委託	2回/月	1容器10kg以内100円
	缶類	スチール缶、アルミ缶			
資源	ビン類	無色ビン、茶色ビン、その他 ビン	委託	2回/月	無料
こみ	ペットボトル	ペットボトル			
	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール	委託	1回/月	無料
粗	大ごみ	タンス、机、ベッド、応接 セット、サイドボード、自転 車、食器棚、じゅうたん、イ ス、ストーブ、レンジ等	委託(ステーション、各戸) 許可(各戸)	委託(1回/月) 許可(随時)	1辺の長さ及び高さが 50cm以上の大型ごみ1 個300円(許可につい ては、許可業者により料 金設定)

(2)直接搬入ごみ等の手数料

島後リサイクルセンターに家電リサイクル対象品目を搬入する場合、郵便局で別途「家電リサイクル券」の購入及び、窓口への提出が必要となる。

取り扱い区分	単位	金額
日常の家庭生活及び事業所から排出される家電リサイクル法対象品目のうち小売業者の取り引き義務の	テレビ・洗濯機、衣類乾燥機 1台につき	3,000円
ない対象機器で自ら処分場へ搬入するもの	冷蔵庫・冷凍庫・エアコン1 台につき	4,000円
日常の家庭生活から排出されるもので自ら処分場へ 搬入するもの	自動車1台10kgまたはその 端数につき	50円
事業活動により排出されるもので自ら処分場へ搬入 するもの	自動車1台10kgまたはその 端数につき	100円
事業活動により排出されるもので一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物で次のもののうち町長が許可するもので自ら処分場へ搬入するもの1 工作物除去に伴って生じた木くず2 工作物除去に伴って生じた不燃性破片その他これに類するもの	自動車1台100kgまたはその 端数につき	3,000円

2 収集•運搬計画

(1) 収集•運搬体制

ごみの発生・排出状況及び処理・処分方法に即した住民サービスの適正化及び合理的、効率的な収集・運搬体制を目指し、可燃ごみについては直営、その他のごみについては業者に委託して行うものとする。

(2)収集・運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬の許可業者数は現在の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の種類や量が大幅に増加する等、廃棄物処理法に沿った、適正な体制確保のため特に必要な場合を除き現在の体制を継続する。また許可車輌の変更は、許可業者の事業規模、業務実績及び事業計画等を勘案し、第二次 隠岐の島町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に沿った適正な収集・運搬が見込まれる場合に限るものとする。

第4節 ごみの適正処理計画

1 中間処理計画

(1)ごみ焼却施設

分別収集及び直接搬入による可燃ごみと、島後リサイクルセンターから排出される可燃性残渣の焼却による中間処理を行う。本施設は、稼働開始27年目を迎え、主要機器全体の経年劣化が進行しており、平成29年度に「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想」にて、更新(施設の建替)ではなく既設の延命化を図ることを決定したところである。令和2年度にごみ受入設備を整備しごみの安定燃焼を図り、令和3年度から4年度にかけては基幹的設備改良工事を行い、今後15年間を目途に安定稼働の確保、及び二酸化炭素排出量削減を図る。

1)施設概要

名 称:島後清掃センター

所 在 地:島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山1番2

処理方式:機械化バッチ式ストーカ炉

処理能力: 25 t/日(12.5 t/8時間×2炉)

竣 工:平成5年3月

②開場日

隠岐の島町ごみ処理施設設置及び管理条例施行規則に基づき、次のとおりとする。

- 〇隠岐の島町の休日を定める条例第 1 条に規定する以下の日を除いた日
 - 日曜日及び土曜日
 - ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 〇町長が特別に必要と認めた日

③直接搬入ごみの受付時間

開場日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(2)再資源化施設

分別収集及び直接搬入による不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを選別、破砕、圧縮し、再資源化を行う。

①施設概要

名 称:島後リサイクルセンター

所 在 地:島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用16番地

処 理 方 式:選別•破砕•圧縮•貯留

処 理 能 力: 2. 7 t / 5時間(粗大ごみ 1.25 t ・ 不燃ごみ 1.25 t ・ 資源ごみ 0.2 t) 選別回収物: 破砕鉄・破砕アルミ・不燃物・可燃物・スチール缶・アルミ缶・ペットボト

ル・カレット(白・茶・その他)・古紙(新聞・雑誌・段ボール)

竣 工:平成13年3月

②開場日及び直接搬入ごみの受付時間

島後清掃センターに同じ。

2 最終処分計画

埋立物の減量と減容をすすめ、現有施設の延命化に努めるとともに、施設の適正な管理を継続していくことにより、最終処分の円滑化を図る。

(1) 最終処分施設(埋立処分)

島後清掃センターから排出される焼却残渣及び島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣等を埋立処分する。

1)施設概要

名 称:島後一般廃棄物最終処分場

所 在 地:島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用16番地

埋 立 方 式:セルエ法

埋 立 容 量:80,000㎡

残 容 量: 27,629 m² (令和2年3月現在)

浸出液処理能力:35㎡/日

- 浸出液処理方式:前処理+カルシウム凝集沈殿処理+生物処理(接触ばっ気方式)+凝

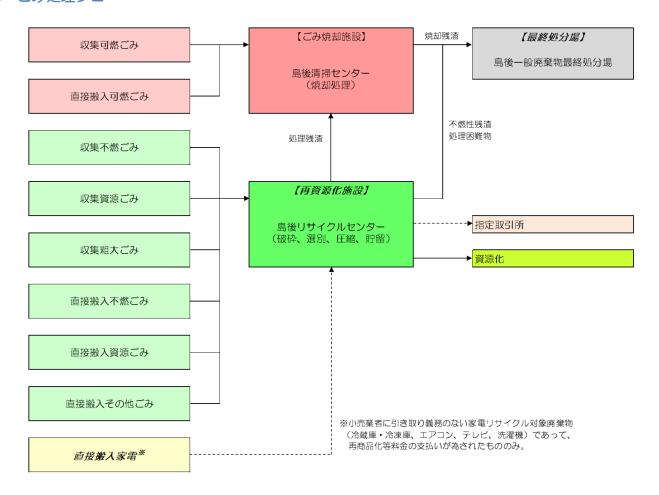
集沈殿処理

十高度処理(砂ろ過十活性炭吸着十キレート吸着+滅菌処理)

②開場日及び直接搬入ごみの受付時間

島後清掃センターに準じる。

3 ごみ処理フロー



第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1 不法投棄等の防止対策

不法投棄や不適正なごみ処理を防止するため、地域や警察などの関係機関と連携し、監視・指導体制の強化を図るとともに、各種リサイクル法の施行に伴う不法投棄の防止に向けた町民・事業者への指導・啓発・支援を実施する。

2 在宅医療廃棄物の処理体制について

在宅医療廃棄物は、廃掃法上、一般廃棄物に位置づけられているため、原則、市町村に処理責任がある。ただし、注射針等の鋭利なものについては、収集、選別作業時等に怪我等の危険を伴い、感染症の恐れもあることから、本町では、処理困難物として位置付けている。在宅医療廃棄物を処理困難物に指定している場合でも、収集ごみ等としてごみ処理施設へ搬入される場合もあるため、町民に対し、分別等の周知徹底を図る。

3 海岸漂着ごみ対策

海岸漂着ごみの対策については、各地区で実施される海岸清掃により回収される海岸漂着ごみの 処分を行うとともに、船舶を利用しないと回収・搬出が困難な海岸については業務委託により回収 を行った後に島外搬出により適正処理を行うものとする。

4 廃棄物の屋外焼却(野焼き)対策

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は法律により原則禁止されており、例外にあたる場合であっても、 周辺に煙害等の悪影響を及ぼさないよう十分注意して実施する必要がある。広報やパトロール等を 通じて町民へ適正な屋外焼却について周知を図る。

第2章 生活排水処理実施計画

第1節 基本事項

1 計画の目的

本計画は、「第二次 隠岐の島町一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」の方針に沿って、令和3年度の生活排水処理を実施するにあたり、生活排水処理施設の整備、し尿・浄化槽汚泥の適正処理の確保等の取り組みを計画的に展開するため必要な計画を定めるものである。

本計画における計画処理区域は、本町全域とする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

3 対象廃棄物

本計画において本町が処分及び収集・運搬する廃棄物は、町内で発生する一般廃棄物のうち、し 尿及び浄化槽汚泥とする。

4 処理主体

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥は町が主体となり処理するものとする。

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理人口推計

	R1(実績)	R3(推計)
行政区域内人口	13,882人	13,519人
水洗化·生活雑排水処理人口	6,203人	7,415人
公共下水道人口	2,274人	3,538人
農業集落排水施設	686人	732人
漁業集落排水施設	1,752人	1,755人
コミニティ・プラント人口	110人	101人
合併処理浄化槽人口	1,381人	1,289人
小型合併処理浄化槽(個人設置型·補助)人口	406人	
市町村設置型合併処理浄化槽人口	328人	
その他合併処理浄化槽人口	647人	
生活雑排水未処理人口	7,679人	5,030人
単独処理浄化槽人口	1,255人	1,074人
し尿汲み取り(自家処理含む)	6,425人	5,030人
	44.7%	54.8%

※人口については、一般廃棄物(生活排水)処理基本計画との整合を保つため、実績値及び推計値 ともに3月31日時点の数値を採用している

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 排出抑制•再資源化計画

し尿及び浄化槽汚泥については、人口減少や公共下水道への切り替え等により、今後排出量が減少していくものと推測される。

本町としては今後も広報等による住民への啓発活動を行っていくものとする。

し尿処理施設で得られる汚泥は、有機質に富んだ良質な汚泥であり、現行通り本施設の資源化 設備により汚泥を堆肥化し、その有効利用を継続して実施するものとする。

2 収集•運搬計画

(1)収集•運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者に委託し、効率的な収集・運搬体制が 構築されていることから、これを継続するものとする。

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法

区分	主 体	収集頻度	手数料等
し 尿	許可業者	你	許可業者へ直接納付
净化槽污泥 計划集色		随 時 	計り未合べ色技術が

(3) 収集運搬車両

区 分	台 数	積 載 量
バキューム車(4. Ot)	5台	18. Okℓ
汚泥濃縮車(3. Ot)	1台	3. Okℓ
バキューム車(2. Ot)	2台	3. 6kℓ
バキューム車(3.0t)	1台	2. 7kℓ
合 計	9台	27. 3kℓ

3 収集・運搬業の許可

一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)収集・運搬業の許可業者数及び許可車輌数については、 現状の収集・運搬及びし尿処理施設の処理能力の状況等を勘案し、処理量が大幅に増加する 等、廃棄物処理法に沿った適正な体制確保のため、特に必要な場合を除き現在の体制を継続す る。

4 中間処理計画

し尿処理施設の適正な維持管理を行い、し尿等の適正処理を図る。

(1) し尿処理施設

排出されるし尿・浄化槽汚泥(公共下水汚泥除く)は、島後クリーンセンターで中間処理を行っている。

施設の管理運営については、環境基準の達成は勿論のこと、平成 19 年 4 月より専門業者へ運転維持管理を委託しており、効率的な運転によるランニングコストの削減と、施設全体の生涯コストを最重要視した保守・保全管理のもと施設の延命化を図っているところである。

しかしながら、島後クリーンセンターは既に稼働後31年が経過し、施設の老朽化が進行している。そのため、令和3年度中にMICS事業により西郷浄化センター内に汚泥共同処理施設を建設し、令和3年度から公共下水道との共同処理へ移行していくことが決定している。島後クリーンセンターは令和3年度まで稼働(令和3年度は汚泥共同処理施設と同時稼働)する予定である。

①施設概要

施 設 名 称:島後クリーンセンター

所 在 地:島根県隠岐郡隠岐の島町加茂小池11番地

処理対象物:し尿及び浄化槽汚泥

処 理 方 式:高負荷脱窒素処理方式十高度処理十資源化設備

処 理 能 カ: $27k\ell$ /日(し尿 $21k\ell$ +浄化槽汚泥 $6k\ell$)

竣 工:昭和63年3月(資源化設備については平成12年2月)

②搬入取扱日

し尿等の搬入を取り扱う日は、隠岐の島町クリーンセンター設置及び管理条例施行規則に基づき、次のとおりとする。

〇隠岐の島町の休日を定める条例第 1 条に規定する以下の日を除いた日

- 日曜日及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③搬入時間

搬入取扱日の午前8時30分から午後4時00分まで

(2) 汚泥共同処理施設

①施設概要

施 設 名 称:西郷浄化センター 汚泥共同処理施設

所 在 地:島根県隠岐郡隠岐の島町下西 56-3

処理対象物: し尿及び浄化槽汚泥

処 理 方 式:前処理+脱水

処 理 能 力:30 kℓ/日(し尿 13.4 kℓ/日、浄化槽汚泥 16.6 kℓ/日)

竣 工: 令和3年度竣工予定(令和3年度稼働予定)

MICS事業(汚水処理施設共同整備事業)

下水処理場、農業集落排水施設、し尿処理施設などの生活排水処理施設には共通した処理工程があり、これらの施設を共有・共同化することにより効率的な整備を行うことができる。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

		年 度	R1 (実績)	R3 (推計)
	年間排出量	[kℓ/年度]	5,109	4,718
し尿	1日排出量	[kℓ/日]	14.00	12.93
	原単位*	[0/人日]	2.18	2.57
	年間排出量	[kℓ/年度]	4,554	3,235
净化槽汚泥	1日排出量	[kℓ/日]	12.48	8.86
	原単位	[0/人日]	1.67	1.79
合計	年間排出量	[kl/年度]	9,663	7,953
	1日排出量	[kℓ/日]	26.47	21.79

※原単位…1人が1日に排出する量

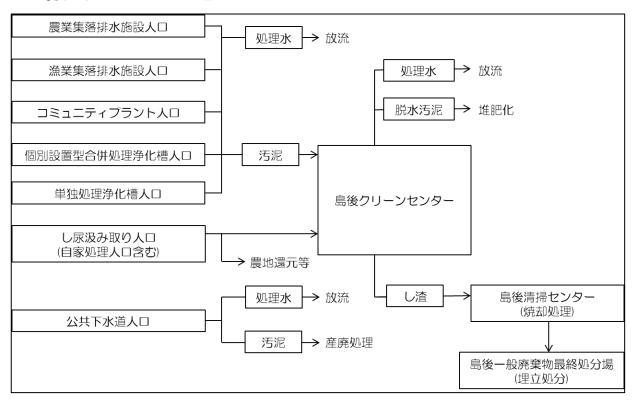
5 最終処分計画

本町のし尿処理施設(島後クリーンセンター)で処理する過程で発生するし渣は本町のごみ焼却施設(島後清掃センター)で焼却処理した後、本町の埋立処分地(島後一般廃棄物最終処分場)で埋立処分することとする。

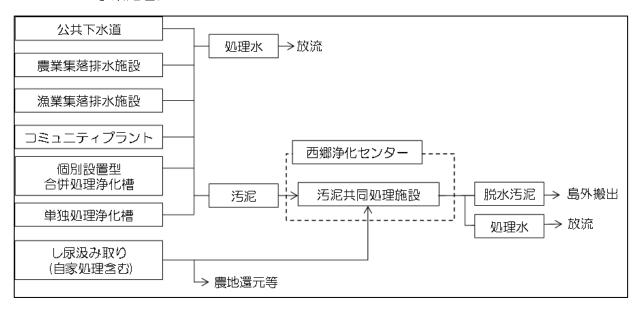
余剰汚泥については、本町のし尿処理施設の資源化設備において堆肥化した後、普通肥料「ハイクリーンおき」として、業者に委託して販売する。

6 し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

島後クリーンセンター処理フロー



MICS事業処理フロー



7 町民に対する広報活動

(1) 浄化槽の適正な維持管理の啓発

適正な浄化槽の運転管理及び保守点検についての広報等による啓発活動を行うとともに、保守点 検を行う業者に対して、県と連携し、啓発・指導を行う。

(2)家庭における発生源対策の啓発

生活排水の汚濁負荷削減のために、家庭における発生源対策に関する方策・意識についての広報 等による啓発活動を行う。

(3)集合処理型施設への接続や浄化槽の設置促進の啓発

本町の集合処理型施設への接続や浄化槽設置がもたらす水環境への影響等について情報発信を行い普及・促進を図るとともに、町民一人一人の水環境保全に関する意識を高める。

8 し尿処理料金有料化の可否

現在、本町ではし尿の汲み取り料金を徴収しているが、その内訳には処理料金が含まれていない。通常、下水道への接続世帯は下水道汚泥の処理料金も支払っていることから、し尿の汲み取りについても処理料金の費用負担を設けることで費用負担の公平性を確保する。令和3年度より有料化の可否に向けて検討を始める。

【資料1】適正処理困難物及び特別管理一般廃棄物等の取扱い

※その他町が処理する際に支障があると認めるものは、必要に応じその都度定めるものとする。

	項目	內 容	取扱い	
特別管理一般廃棄物	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じた ばいじん	自治体焼却施設から排出されるもの以外は産業廃棄物であることから、事業者による適正処理を指導する。	
	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジ に含まれるPCBを使用する部品	販売店を通した引き取りにより、製造メーカーによる 適正処理を原則とする。 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)対 象家電については、法に基づき処理するものとす る。 ただし、小売業者に引取義務のないもので、再商品 化料金の支払い行為がなされたものだけを自己搬 入で受付し、本町で指定引取場所まで運搬する。 また、粗大ごみの中にこれらの部品が含まれていた 場合は、本町により適切な処理を行うものとする。	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄 物であって、感染性病原体が含まれ 若しくは付着しているおそれのあるも の	医療機関等から発生するものすべてを特別管理産 業廃棄物処理許可業者へ委託することを推進して いることから、事業者による適正処理を指導する。	
	環境大臣指定	廃タイヤ・25インチ以上のテレビ・250 Q以上の冷蔵庫・スプリング入りマット レス		
適正処理困難物	感染性のあるもの	血液の付着したガーゼ、包帯等・手 術等に伴って発生する臓器、組織な どの病理廃棄物等の感染性廃棄物		
	有害性のあるもの	バッテリー・農薬、劇薬、その他毒性 物質が混入しているもの等の硫酸、 塩酸、農薬その他有害・有毒性の強 い物質を含むもの		
	危険性のあるもの	火薬類(未使用の花火を含む。)・ガス ボンベ・エンジン類等の火薬、発煙 物等爆発の危険性を有するもの	メーカーや販売者などの事業者による引き取りと し、本町では、収集・運搬、処理を行わない。	
1/4	引火性のあるもの	・塗料、溶剤及び灯油類 ・燃えがらや残焼物で火気のあるも の、又は高温のもの		
	その他	 ・タイヤ、プレジャーボート ・自動車、オートバイ等 ・草刈機、耕運機、チェーンソー等 ・田植え機等農業用機械 ・ピアノ ・消火器 		
関連法令等	家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	一般家庭や事務所から排出される以下のもの ・エアコン ・テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ) ・冷蔵庫・冷凍庫 ・洗濯機・衣類乾燥機	【家電リサイクル法の規定に基づき、小売業者の引取りとし、本町では、収集・運搬、処理を行わない。 ただし、小売業者に引取義務のないもので、再商 化等料金の支払い行為がなされたものについては、自己搬入により受付し、指定引取場所まで運動するものとする。	
	パソコンリサイクル法 (資源有効利用促進法)	一般家庭や事務所から排出される以下のもの ・テスクトップパソコン本体 ・ノートブックパソコン ・液晶ディスプレイ ・CRTディスプレイ ・液晶ディスプレイー体型パソコン ・CRTディスプレイー体型パソコン	パソコンリサイクル法の規定に基づき、メーカーが「収するものとする。 回収するメーカーがないパソコンについては、パンコン3R促進センターが回収・再資源化するものとし、本町では、収集・運搬、処理を行わない。	
	自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に 関する法律)	以下の車両を除く全ての使用済み自動車 ・被けん引車 ・二輪車(原動機付自動車、側車付のものを含む) ・大型特殊自動車、小型特殊自動車 ・その他(スノーモービル等)	自動車リサイクル法の規定に基づき、登録された引 取業者等により引き取るものとし、本町では、収集・ 運搬、処理を行わない。	

【資料2】ごみ収集日程表(※祝日等により、ごみ収集日が変更になる場合があります。)

		午 前	午 後
		港町方面	中村方面
		港町・荒尾・下西・日記・県職員住宅	元屋・浜田・森・上・郡・湊・松ヶ浦・西村・伊後
			<u>布施方面</u>
	月	東町方面	布施全地区
		東町・登具・神米・小田	都万方面
			都万全地区
		中町・栄町方面	東郷方面
		中町・栄町	大久・釜・犬来・津井・飯田・東郷
	.1.		磯•岬町方面
	火	西町・八田方面	西田・今津・岸浜・箕浦・加茂・高井・中岬・中の津・先岬
		西町・八田・月無・第2・5県職員住宅	五箇方面
			五箇全地区
	.1.	中条方面	
燃えるごみ	水	有木・池田・平・原田・上西・平新開地・田井・国公住宅	
(毎週)		港町方面	中村方面
		港町・荒尾・下西・日記・県職員住宅	元屋・浜田・森・上・郡・湊・松ヶ浦・西村・伊後
	١,		<u>布施方面</u>
	木	東町方面	布施全地区
		東町・登具・神米・小田	都万方面
			都万全地区
		中町・栄町方面	東郷方面
		中町・栄町	大久・釜・犬来・津井・飯田・東郷
			磯•岬町方面
	金	西町・八田方面	西田・今津・岸浜・箕浦・加茂・高井・中岬・中の津・先岬
		西町・八田・月無・第2・5県職員住宅	五箇方面
			五箇全地区
	土	中条方面	
		有木・池田・平・原田・上西・平新開地・田井・国公住宅	
		中町・栄町方面	磯•岬町方面
	月	中町・栄町	西田・今津・岸浜・箕浦・加茂・高井・中岬・中の津・先岬
資源ごみ	火	港町方面	都万方面
(第1•3曜日)		港町・荒尾・下西・日記・県職員住宅	都万全地区
 燃えないごみ	水	東町方面	中村方面
(第2・4曜日)		東町・登具・神米・小田	元屋・浜田・森・上・郡・湊・松ヶ浦・西村・伊後
		東郷方面	
粗大ごみ (第2曜日)		大久・釜・犬来・津井・飯田・東郷	
\分74年日 <i> </i>	木	西町・八田方面	五箇方面
古紙		西町・八田・月無・第2・5県職員住宅	五箇全地区
(第4曜日)	金	中条方面	布施方面
		有木・池田・平・原田・上西・平新開地・田井・国公住宅	布施全地区
	<u> </u>	1977 16日 十 水田 工戶 十利用地 田开 图式住七	11700年760日